

報告事項

3郡教学第346号

令和3年5月7日

郡山市立学校長

郡山市教育委員会教育長 小野 義明

新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（通知）

このことについて、福島県教育委員会教育長から別紙写しのとおり通知がありました。
については、別紙写し（ただし2の（5）「時差通学」及び（7）「その他」を除く）のとおり、感染症対策を一層徹底するよう指導願います。

なお、今後感染状況の変化により対応が変わる場合は、改めてお知らせします。

（担当者 学校教育推進課 主幹兼指導主事 新田 泰尋）

(各教育事務所長経由)

3教健第119号

令和3年5月7日

各市町村教育委員会教育長 様

福島県教育委員会教育長

(公印省略)

新型コロナウイルス感染症対策の徹底について (依頼)

このことについて、県内ではクラスター発生が相次ぎ、学生など若年層への感染が広がっているところ。また、従来株より感染しやすいと指摘される変異株も確認され拡大傾向にあることから、本日開催された県対策本部員会議において、県内の感染状況が「ステージⅢ」と判断され、別添資料のとおり緊急特別対策をとることが示されました。

つきましては、「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準*における対応を“レベル2”に引き上げることとし、県立学校長に別紙写しのとおり通知しましたので、各市町村教育委員会におかれましても、下記の期間において、別紙写しを参考にして感染リスクの高い活動を控え、感染症対策の徹底を図るよう、貴所属の幼稚園長、小・中・義務教育学校長及び特別支援学校長へ周知して下さるようお願いいたします。

なお、今後感染状況の変化により対応が変わる場合は、改めてお知らせします。

*文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2021.4.28 Ver.6)」P18

記

- 1 対象期間 令和3年5月8日(土)から同月31日(月)まで
※終了期日が変更となる際は、改めてお知らせします。

(事務担当 義務教育課 主幹 佐藤 電話 024-521-7774)
(高校教育課 主幹 亀田 電話 024-521-7769)
(特別支援教育課 主幹 根本 電話 024-521-7779)
(健康教育課 主幹 鈴木 電話 024-521-7777)

令和3年5月7日 県中教育事務所 024-935-1485
事務担当 学校教育課 指導主事 嶋原 幸治

各県立学校長 様

教 育 長

新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（通知）

このことについて、県内ではクラスター発生が相次ぎ、学生など若年層への感染が広がっているところ。また、従来株より感染しやすいと指摘される変異株も確認され拡大傾向にあることから、本日開催された県対策本部員会議において、県内の感染状況が「ステージⅢ」と判断され、別添資料のとおり緊急特別対策をとることが示されました。

については、「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準*における対応を“レベル2”に引き上げることにしますので、下記のとおり対応願います。その際、別紙「学校における感染症対策について」を参考として感染症対策を一層徹底するよう指導願います。

なお、今後感染状況の変化により対応が変わる場合は、改めてお知らせします。

*文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～（2021.4.28 Ver.6）」（以下「衛生管理マニュアル」とする。）P18

記

- 1 対象期間 令和3年5月8日（土）から同月31日（月）まで
※終了期日が変更となる際は、改めて通知します。
- 2 対象期間における対応
 - (1) 感染リスクの高い学習活動*（部活動を含む）については、停止すること。
*「衛生管理マニュアル」P54～59参照
 - (2) 県外への不要不急の往来は自粛すること。県内であっても、感染が拡大している地域への不要不急の往来を控えること。ただし、全国大会等やむを得ない事情により感染拡大地域へ往来する場合は、往來後2週間の健康観察を徹底すること。
 - (3) 宿泊を伴う学校行事、合宿、遠征等は停止すること。ただし、全国大会、東北大会及び県大会での宿泊は可能とすること。
 - (4) 部活動における感染症対策について
 - ① 感染リスクの高い活動を除いて実施すること。
 - ② 活動前後に会食することを控え、会話の際はマスクを着用すること。
 - ③ 各種大会への参加は可能とするが、他校との練習試合や合同練習会は停止すること。
 - (5) 学校の実情に応じ、時差通学を検討すること。
 - (6) 学校内における感染症対策について
 - ① 健康観察の徹底
 - ・ 登校前の検温等や健康観察を徹底し、体調不良者には休養するよう指導すること。
 - ・ 児童生徒等の同居する家族に発熱等の症状が見られる場合も出席停止の措置をとること。*「衛生管理マニュアル」P27、50～51参照
 - ② 給食・昼食時は、対面にしない、会話を控える、換気を強化する等を徹底すること。
 - ③ 教室や職員室等の換気を、常時または定期的実施すること。
 - ④ 感染者や濃厚接触者、その家族等について、SNS等において憶測等による誹謗中傷につながる発信をしないことなど、差別偏見防止のための指導を徹底すること。
 - (7) その他
会津地区及びいわき地区に関する令和3年4月23日付け3教高第181号通知及び令和3年5月1日付け3教高第221号通知は、本通知をもって廃止する。

(事務担当 高校教育課 主幹 亀田 電話 024-521-7769)
(特別支援教育課 主幹 根本 電話 024-521-7779)
(健康教育課 主幹 鈴木 電話 024-521-7777)